

# \_\_\_\_\_自主防災会規約

(名称)

第1条 本組織は、\_\_\_\_\_自主防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災会の事務所は、成田市\_\_\_\_\_番地\_\_\_\_\_に置く。

(目的)

第3条 防災会は、会員の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災行動を行うことにより、大規模災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 大規模災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災計画の作成及び見直し等に関すること。
- (5) その他、本組織の目的達成に必要な事項。

(会員)

第5条 防災会は、\_\_\_\_\_区にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 \_\_\_\_\_名
- (2) 副会長 \_\_\_\_\_名
- (3) 班長 \_\_\_\_\_名
- (4) 監査役 \_\_\_\_\_名
- (5) 会計 \_\_\_\_\_名

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は\_\_\_\_\_年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、防災会を代表し、会務を総括し、大規模災害時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

(会議)

第8条 防災会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会はその付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、班長、会計、及び監査役によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会により委任された事。
  - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 防災会は、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める
  - (1) 防災組織の任務分担に関する事。
  - (2) 防災知識の普及、及び訓練の実施に関する事。
  - (3) 情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水などに関する事。
  - (4) その他必要な事項

(経費)

第12条 防災会の運営に要する経費は、          及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附則)

この規約は          年  月  日から施行する。